

別表第2（第4条、第5条関係）

補助事業名	木造住宅耐震改修工事費補助事業	非木造住宅耐震改修工事費補助事業		
補助対象経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費	既存非木造住宅の所有者が建設業者に依頼して行う耐震改修工事に要する経費		
	ただし、住宅段階的耐震改修支援事業を利用した住宅については、既に交付を受けた補助額と925,000円との差額までとする。 耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。			
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの			
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの	①構造設計一級建築士等が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの		
	②耐震診断士が木造住宅耐震診断事業の結果、上部構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が1.0未満と診断された住宅に係るもの	②非木造住宅耐震診断事業の結果、「安全でない」と判断された住宅に係るもの		
	③次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の評点が1.0以上となるもの イ 1階改修型 認定ソフトの精密診断法により診断し、改修後の1階部分の上部構造評点が1.0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると県が認めたもの	③耐震改修工事について構造設計一級建築士等により「安全性」が確認されたもの		
	田野町住宅耐震改修設計費補助事業を終了していること。			
対象となる既存住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。				
補助額（上限）	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	1,225,000円／棟	762,000円／戸 かつ 2,151,000円／棟	1,225,000円／棟	762,000円／戸 かつ 2,151,000円／棟
補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。				